

かすみがうら市教育委員会 3月定例会会議録

1 招集期日

平成28年3月30日（水）

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保（教育長職務代理者）
委 員	中 島 和 彦
委 員	飯 村 惠 子
委 員	宮 本 雪 代

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	飯 田 泰 寛
学 校 教 育 課 長	坂 本 重 男
生 涯 学 習 課 課 長	中 泉 栄 一
郷 土 資 料 館 長	屋 代 久 雄
凶 書 館 長	和 田 哲 男
霞ヶ浦公民館長	齋 藤 裕 之
千代田公民館長	大 山 俊 男
学校教育課教育指導室長	塚 谷 吉 行
学校教育課課長補佐	山 口 由 晃
学校教育課総務係長	鈴 木 教 男

6 協議事項

議案第10号 平成28年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について
議案第11号 かすみがうら市立小学校医等の委嘱について
議案第12号 かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について
議案第13号 かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について
議案第14号 かすみがうら市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について
議案第15号 かすみがうら市立小中学校統合委員会の設置に関する要綱の一部を改正する訓令について

- 議案第16号 かすみがうら市スクールバス運行規程の一部を改正する告示について
- 議案第17号 かすみがうら市指定文化財（史跡）の指定について
- 議案第18号 かすみがうら市職員の人事評価に関する規程について
- 議案第19号 かすみがうら市標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程について
- 議案第20号 かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第21号 かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
- 議案第22号 かすみがうら市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 議案第23号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第24号 かすみがうら市地区公民館運営規則の全部を改正する規則について
- 議案第25号 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例施行規則について
- 議案第26号 かすみがうら市旧学校体育施設条例施行規則について
- 議案第27号 かすみがうら市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則について
- 協議第1号 地方自治法第180条の2の規定による事務委任について
- 議案第28号 行政組織改編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について
- 議案第29号 行政組織改編に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について
- 議案第30号 かすみがうら市教育委員会職員人事異動について

7 会議の概要

開会 午前9時00分

教 育 部 長 : 起立, 礼, 着席。
本日は, 定例教育委員会に出席していただきまして, 大変ご苦勞様でございます。それでは, 委員長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

教 育 長 : おはようございます。本日は, 4名の委員さんが出席されておりますので, 会議は成立いたします。これより, 3月の定例教育委員会を開催いたします。
次に, 「教育長報告について」, 私よりご報告させていただきます。
資料教育長動静により報告する。(3月の教育長事務報告, 内容省略)
ただいまの報告について, 何か質疑等ございましたらお願いします。
特にございませんか。特にならなければ, 早速, 今月の議案に入ります。

指 導 室 長 : 最初に, 議案第10号「平成28年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
それでは資料の2ページをご覧いただきたいと思ひます。
議案第10号平成28年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について, 平成28年3月30日提出, かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。平成28年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について, 別紙のとおり策定いたしました。別紙をご覧ください。
大きく変更した部分ですが, 次期学習指導要項を見据えながら, 課題の発見解決に向けた主体的協働的な学びというアクティブラーニングというようなことが中央審議会の方でも言われまして, 合わせて茨城県の方でも平成28年度の学校教育指導方針が出ましてこちらを基本として変更点がいくつかあります。2ページをご覧いただきますと確かな学力の向上のところで今お話しした「主体的・協働的な学びを引き出す授業の創造」を努力事項の一番上に掲げさせていただきました。また4番目の「考えを広げ深める」の後に「対話的な学びの過程の充実」を入れさせていただきました。後は, 大きな変更点はございません。2番から3番4番につきまして5ページをご覧ください。具現化のための取組の一番下に「中学校区を中心とした児童生徒の交流や教職員の連携及び地域人材を活用した教育活動の充実」ということで, 中一ギャップの解消又チームとしての学校づくりの視点からこの位置に記述させていただきました。続いてですが, 7ページをご覧ください。大きな変更点はございませんが, 6番の「特別支援教育訪問」に新たに霞ヶ浦南小学校・霞ヶ浦北小学校・下稲吉中学校に特別支援教室の新設校訪問ということに加えさせていただきました。続きまして, 8ページをご覧ください。12番「栄養教諭等研修会」を新たに追加させていただきました。9ページをご覧ください。主な事業ですが, 茨城県の学校指導方針とかぶる箇所は記述をいたしませんでした。最後ですが, 計画訪問ということで, 大規模校のところに霞ヶ浦北小学校・霞ヶ浦南小学校を加えまして, 下稲吉小学校・下稲吉東小学校・下稲吉中学校は3時間の授業公開をする形で実施する予定です。以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について, 何か, ご質疑ございませんか。
(「質疑なし。」の声あり)
質疑がないようですので, 議案第10号につきましては, 原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし。」の声あり)
ご異議なしと認めます。よって議案第10号原案のとおり決します。
次に, 議案第11号「かすみがうら市立小学校医等の委嘱について」を, 議題といたします。事務局の説明を求めます。

学 校 教 育 課 長 : それでは, 3ページをご覧いただきたいと思ひます。
議案第11号かすみがうら市立小学校医等の委嘱について, 平成28年

3月30日提出，かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市立下大津小学校・美並小学校・牛渡小学校・佐賀小学校・安飾小学校・志士庫小学校・宍倉小学校学校医等を解職し，新たに統合小学校として開校する霞ヶ浦北小学校と霞ヶ浦南小学校学校医等の委嘱について，かすみがうら市立学校管理規則第20条の規定により委嘱するものです。

委嘱する者が，4ページになりますが7名でございます。解職する者は15名でございます。内科医については，これまで4名でしたが，2名に変更となります。土浦医師会及び石岡医師会それぞれ推薦をいただいております。眼科医については，これまで7校すべて三輪先生でございます。引続き委嘱させていただきたいと思っております。歯科医については，これまで6名でしたが，新設2校で2名の委嘱とさせていただきたいと思っております。こちらは石岡歯科医師会からの推薦をいただいております。薬剤師につきましては，これまで4名の方をお願いしておりましたが，2名とさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては，土浦薬剤師会からの推薦をいただいております。説明については，以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について，何か，ご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので，議案第11号につきましては，原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって，議案第11号原案のとおり決します。

次に，議案第12号「かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について」を，議題といたします。事務局の説明を求めます。

指 導 室 長 : それでは，5ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第12号かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について，平成28年3月30日提出，かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市学校運営協力員について，かすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規程第3条1項の規定により委嘱するものでございます。

委嘱する者は33名で6ページの記載のとおりでございます。委嘱期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなっております。新設2校の方々は，統合前の各地区でご協力をいただいております。他の学校については，継続をお願いするものでございます。説明については，以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について，何か，ご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので，議案第12号につきましては，原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって，議案第12号原案のとおり決します。

次に，議案第13号「かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について」を，議題といたします。事務局の説明を求めます。

生 涯 学 習 課 長 : それでは，7ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第13号かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について，平成28年3月30日提出，かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について，かすみがうら市社会教育指導員規則第3条第1項の規定により委嘱するものです。1名は継続でございまして，社会教育係にて協力をいただきます。もう1名は新規でございまして，千代田公民館にて協力をいただきます。説明については，以上で

- す。
- 教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
 質疑がないようですので、議案第13号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）
 ご異議なしと認めます。よって、議案第13号原案のとおり決します。
 次に、議案第14号「かすみがうら市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長 : それでは、8ページをご覧頂きたいと思います。
 議案第14号かすみがうら市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。本規則については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、平成27年4月1日制定されたものでございますが、規則名と第1条の条文中「教育委員会」の文言がもれていることが確認されましたので「教育委員会」の文言を加える内容で規則の一部を改正するものでございます。説明については、以上です。
- 教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
 質疑がないようですので、議案第14号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）
 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号原案のとおり決します。
 次に、議案第15号「かすみがうら市立小中学校統合委員会の設置に関する要綱の一部を改正する訓令について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長 : それでは、10ページをご覧頂きたいと思います。
 議案第15号かすみがうら市立小中学校統合委員会の設置に関する要綱の一部を改正する訓令について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。11ページをご覧いただきたいと思います。本訓令につきましては、市立小中学校の統合を円滑に行うため制定したものでございまして、小中学校適正規模化実施計画の予定期間であります平成28年3月31日を以て失効するように現在規定しておりますが、千代田地区4小学校の統合協議が現在中止となっております。附則中の「失効」を削りまして引き続き本訓令を存続させ統合委員会の設置を可能とするものでございます。説明については、以上です。
- 教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
 質疑がないようですので、議案第15号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）
 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号原案のとおり決します。
 次に、議案第16号「かすみがうら市スクールバス運行規程の一部を改正する告示について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長 : それでは、12ページをご覧頂きたいと思います。
 議案第16号かすみがうら市スクールバス運行規程の一部を改正する告示について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。13・14ページに改正文が記載されております。

15ページには新旧対照表がございますのでご覧いただければと思います。今般の改正については、霞ヶ浦地区の小学校の統合に関するスクールバスの運行開始に伴いまして、霞ヶ浦南小学校・霞ヶ浦北小学校の対象地域等を追加するとともに、スクールバス利用に関する遵守事項の第7条第8項の記述につきまして小学校のバス運行に合わせて、「バスの前後は、横断しないこと。」とし安全の確保を図るものとなりました。説明については、以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質問ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第16号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号原案のとおり決します。

次に、議案第17号「かすみがうら市指定文化財(史跡)の指定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 : それでは、17ページをご覧頂きたいと思います。

議案第17号かすみがうら市指定文化財(史跡)の指定について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。17ページをご覧ください。文化財(史跡)の名称は「崎浜横穴群」、所在地は「かすみがうら市加茂782-1」、管理者は個人でございます。説明については、以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質問ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第17号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号原案のとおり決します。

以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。事務局から14件の議案等を追加したいとの申し出がありますが、本日の協議事項に追加してよろしいか伺います。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしとのことですので、日程に追加することにいたします。追加議案について、配布願います。

(事務局から追加議案配布)

議案第18号「かすみがうら市職員の人事評価に関する規程について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長 : それでは、追加議案集の1ページをご覧頂きたいと思います。

議案第18号かすみがうら市職員の人事評価に関する規程について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。人事評価制度につきましては、これまでは任意の取組でございますが、本市においては、平成20年4月に市職員の人事評価に関する規程を制定し既に実施してございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布され、平成28年4月1日に施行することになりまして法的に実施が義務付けされました。法改正によりまして、任命権者ごとに人事評価の基準及び方法を定め定期的に行うこととされたため、市職員に対する横断的な定めであることから各任命権者の協働による訓令を新たに整備するものでございます。内容については従前からのものもありますが一部見直ししているところがございます。3ページをご覧ください。(被評価者)の3条の3号に臨時職員等の雇用管理要項第1条の適用を受ける職員が新たに記述されました。続きまして

ページをご覧ください。第11条（評価の実施及び評価方式）の評価基準日が1月1日から12月1日に変更となりました。続きまして10ページをご覧ください。第17条（評価結果の開示等）で評価者は人事評価の結果について、被評価者に開示し面談を行い、指導及び助言を行うこととなりました。いままでは、このような記述はなく人事評価の結果について開示し面談するものではなかったものです。その他についてはこれまで同様でございます。附則が11ページにございまして、平成28年4月1日から施行する。こととなります。説明については、以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、議案第18号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号原案のとおり決します。

次に、議案第19号「かすみがうら市標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長 : それでは、23ページをご覧くださいと思います。

議案第19号かすみがうら市標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。本議案につきまして、議案第18号と同様に地方公務員法の改正に伴いまして、任命権者が定める必要がございまして、市職員全体を横断的に定めることから、各任命権者と協働し定めるものでございます。内容につきましては、別表1の「標準的な職」として職務の種類・部局又は機関等・職制上の段階・標準的な官職を示してございまして、教育委員会は27ページ記載されてございます。別表2の「標準職務遂行能力」としてそれぞれの職に関する標準職務遂行能力が記載されております。別表2に関しては任命権者ごとの記述はございません。施行日は平成28年4月1日からとなります。説明については、以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

教 員 : 議案第18条の内容になりますがよろしいですか。

人事評価をするようになっていますが、誰が誰にというのを教えてもらってよろしいですか。

学校教育課長 : 評価者につきましては、11ページの別表をご覧くださいと思います。部長級が被評価者の場合は教育長が評価者となりまして、課長級が被評価者の場合は1次評価の際は部長が評価者となり、2次評価では教育長が評価者となります。また、課長補佐級が被評価者の場合、1次評価の際は課長が評価者となり、2次評価の際は部長が評価者となります。係長級以下の職員も同様ですが1次評価の際に課長補佐が評価補助者として同席いたします。2次評価者は部長級となります。また、臨時職員は課長のみの評価となります。15ページ以降に人材育成に関するシートや人事評価に関するシート等があります。このシートを使い、職員の職務遂行状況の確認や職員の意見聴取を行います。

17ページをご覧ください。こちらは行動評価シートです。行動に関する評価シートでございます。左側から3番目に「求められる主な行動例」ということで、ここに標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程に記載されている33ページ別表第2標準的職務遂行能力中の部長の例ですが、職務知識・職見に記されているものが17ページでございますが、主な評価要素と行動例に記述されることとなりまして、職務知識・職見で部長は部内の事務事業に関する高度な知識を十分に活用しているかというものがこちらに記載されます。この記載されたものが評価対象となり、1

次評価2次評価と5段階評価で評価されます。標準が3で標準よりもよい場合は4または5となり、標準よりも下の場合は2または1となります。ここまでが行動評価となりまして、18ページをご覧ください。目標管理シートということで、年度当初5月までに1年間の事務事業に関する目標を本人が設定しまして、目標に基づいて1年間事務を行いこととなります。12月1日を基準にし、自己評価の説明を各自記入し評価者に説明することとなり、行動評価シートと同様に1次2次評価と5段階で評価となります。職階によって17ページの行動評価と目標管理の割合が異なりまして、職が高いほど目標に関する割合が高くなります。

19ページをご覧ください。人材育成シートです。シート上段が自己評価について特に申告していきたいことになりまして、本人が心がけた点や反省点などを申告する記載となります。その下が、評価者の所見、指導内容等を記載する箇所となります。標準評価が3でありまして、それ以外の評価をした際は1次2次評価者ともに理由を記載するものとなります。被評価者との面談では明確にした理由を説明します。

説明については、以上です。

委員： 評価されるよりも評価する方が大変なことがよくわかりました。役所の中は様々な部署があり評価する知識がないと客観的な評価ができなと感じました。職員一人一人の質の向上等、評価が見える形になることを期待しております。

委員： 評価に関することは以前は明文化されていなかったのでしょうか。今回はそれを整理したので議案となったのでしょうか。

学校教育課長： 議案第18号ですが、本市では平成20年に人事評価を制度化しておりますが、市長部局で制度化したものを教育委員会では準用しておりました。今回法律改正に伴いまして、任命権者ごとに人事評価の基準を作ることとなりました。

委員： 個人的な意見ですが、公務員という立場なので評価というものがあるのかと思いますが、人事評価制度はどうも見合わないのと感じるのですが。

教育部長： 評価に関しては、様々な意見があると思いますが、公務員が評価になじむのか？成果が表れるのかという意見もありました。本市では平成20年から実施しており、教育委員会でも任意ですが実施しておりました。正当に評価されないのではとか、人によっては考えの違いのよりばらつきがあるのではとかです。しかし組織としてどう統一したらよいか実証試験を兼ねて平成20年から実施しており、近年では給与にも影響させる基礎資料として活用しております。関連して、被評価者から評価の開示請求に基づき開示しております。被評価者はどのように評価されているのか関心が高いようです。

評価については現在も様々な意見がありまして、19ページをご覧ください。17・18ページで数値化したわけでもございまして、これだけではすべての職員を客観的に評価できないのではないのかという意見をもとに、それを補足するものでございます。17・18ページ以外で自分をアピールする部分になります。そのアピールに対して評価者の意見を記載するものでございます。さらに5段階評価の中で標準が3と申しましたが4をつける場合、あるいは2をつける場合には明確に理由をつけません。やみくもに4とか2をつけるわけにはいかないのです。もちろん被評価者も納得しませんし、本人に開示しなければならないものですので、我々評価者も非常に重みのあるものととらえています。

また、現在実施している方法も見直す余地があるのではという観点から、評価者は年2回程度人事評価の目的を達成するために必要な研修も行

っておりまして、評価に対する精度も毎年度向上していると感じているところでは、平成28年度からは賞与にも影響しますので、被評価者及び評価者も今まで以上に重みが違うのではと思います。人事評価は給料等だけの問題ではありませんので、本質は人材育成と感じております。人を育てるうえでの良い材料にし、よくできたところは認めさらに上を目指してもらうための手段の一つとして実施しているものです。

公務員についても、能力を高め市民の付託に応じられるよう努力しているところでございます。

委員：人事評価についてネガティブな印象を受けたのですが、正当に評価する姿勢というか取組について説明いただきまして印象が変わりました。職員のみなさんこれからも頑張っていたいただければと思います。

委員：11ページを見て質問ですが、評価者は2人もしくは3人おりまして、偏った評価がされる心配は少ないと感じているのですが、部長級になりますと評価者は1人になるのですか。

学校教育課長：そのとおりです。部長級では1次評価のみでございます。

委員：一般企業等では、このような評価のもと人材育成を図っておりますので、公務員についても同様に求められているのかと感じました。評価する方も被評価者ももっと上を目指せる評価方法を見つけてこれからも良い人材育成を図ってほしいと思います。

教育長：ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

「質疑なし。」の声あり

質疑がないようですので、議案第19号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号原案のとおり決します。

次に、議案第20号「かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長：それでは、50ページをご覧頂きたいと思います。

議案第20号かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

霞ヶ浦地区小学校の統廃合、同じく霞ヶ浦地区の地区公民館廃止に伴い所要の改正を行うものでございます。53ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、他の例規において記載が無く市長部局でも使っておりませんが、つきましては不要でございますので削除させていただくものです。

別表第1では、学校教育課教育施設係の分掌事務に8番として旧学校施設の管理に関することを追加させていただきました。当面の間廃校施設の管理を行うことでの追加でございます。54ページの別表第2でございます。教育機関の中でこれまで霞ヶ浦地区の7小学校を2小学校に改める部分と生涯学習課の部分ではこれまで霞ヶ浦地区7つの地区公民館の記載がございましたが、こちらについて地区公民館の利用を暫定利用することから旧公民館として変更しております。廃校となる学校の屋内運動場を暫定利用するために旧小学校屋内体育施設を加えております。附則としまして、平成28年4月1日から施行することとしております。

説明については、以上です。

教育長：ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

質疑がないようですので、議案第20号につきましては、原案のとおり

決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号原案のとおり決します。

次に、議案第21号「かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは、56ページをご覧頂きたいと思います。

議案第21号かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。これまで市長部局及び教育委員会共に参事・副参事の専決に関する規程がございませんでした。平成28年以降専決規程を設ける内容でございます。市長部局に準じて規定を改めるものでございます。新旧対照表では、第2条の「用語の意義」に関する部分に付け加えている内容でございます。58ページをご覧ください。第3条において、部長・課長及び施設長の専決事項の中にこれまで次長職はありましたが、そこに参事を加えております。参事については、部長が指定した職について参事が専決権を持つ内容でございます。副参事については、課長の専決事項のうち課長が指定する職について副参事が専決権を持つ内容でございます。附則としまして、平成28年4月1日から施行することとしております。

説明については、以上です。

教 育 長： ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

委 員 員： 次長・参事・副参事とはなにか。

学校教育課長： 次長職は教育委員会及び市長部局でも配置されておられません。職階上はあるのですが、次長については部長の下の職でございまして部長を補佐する立場で、組織上は部長→次長→課長となるものでございます。

参事については、特別な事務をつかさどる者となりまして、次長とは違ひまして職階上は部長級でございます。ただし、職分上は専決事項等はなく、ある特任事項を行うというものでございます。

委 員 員： 次長とか参事はいたのですか。

学校教育課長： 次長職は、市長部局及び教育委員会にもおられません。参事は市長部局で2または3名程おります。副参事は、教育委員会にもおりました。

委 員 員： 今はいなくても、これから人事異動などで配置された際に対応できるようにとのことで今回訓令として定めるということでよろしいか。

学校教育課長： そのとおりです。

委 員 員： 今までたくさんあった課がスリム化した現在、結局副参事とは課長職と同じような待遇で、バランスよく仕事をするというようなことでよろしいか。

学校教育課長： そのとおりです。

教 育 長： ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第21号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号原案のとおり決します。

【休憩を宣言します。】

10時10まで休憩

【再開します】

次に、議案第22号「かすみがうら市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは、59ページをご覧頂きたいと思います。

議案第22号かすみがうら市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。60ページからが改正文となります。今回の改正は霞ヶ浦地区小学校と霞ヶ浦地区の地区公民館の統廃合に伴い所要の改正をするものでございます。新旧対照表66ページからをご覧ください。

平成28年4月1日から施行予定でございます。

説明については、以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第22号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第22号原案のとおり決します。

次に、議案第23号「かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 : それでは、75ページをご覧くださいと思います。

議案第23号かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。79ページからの新旧対照表をご覧ください。平成28年4月から中学校区ごとに地区公民館を配置する市の方針に基づきまして、行政組織に関する事項を記載してございます。組織としまして今まで霞ヶ浦公民館・千代田公民館の2つの公民館組織だったものを霞ヶ浦中地区公民館・千代田中地区公民館・下稲吉中地区公民館の3つになりまして、それぞれ館長を置く内容となります。説明については、以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第23号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号原案のとおり決します。

次に、議案第24号「かすみがうら市地区公民館運営規則の全部を改正する規則について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 : それでは、83ページをご覧くださいと思います。

議案第24号かすみがうら市地区公民館運営規則の全部を改正する規則について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。87ページから新旧対照表がございますのでご覧ください。今まで霞ヶ浦地区においてのみ実施されておりました、市民自らが企画運営するコミュニティ活動を全市域において運営するために必要な改正を行うものでございます。主な変更点としまして88ページをご覧ください。ページ下部にございます「役職員」でございますが、従前は霞ヶ浦地区の公民館だけを対象に役職員を配置しておりましたが、平成28年度からは地区公民館ごとにコミュニティ推進委員という役職を配置しましてその方たちに地域のコミュニティ活動を自主的に企画し我々行政と市民協働の形で事業を行っていくことを進めていく予定でございます。任務につきましては、89ページのから90ページにかけて記載された内容でございます。説明については、以上です。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

- 委員：コミュニティ推進委員は一般の方でしょうか。
- 生涯学習課長：そのとおりです。
- 教育長：ただいまの説明について、何か、ご質問ございませんか。
 （「質疑なし。」の声あり）
 質疑がないようですので、議案第24号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 （「異議なし。」の声あり）
 ご異議なしと認めます。よって、議案第24号原案のとおり決します。
 次に、議案第25号「かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例施行規則について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 生涯学習課長：それでは、92ページをご覧頂きたいと思います。
 議案第25号かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例施行規則について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。条例に関係する館の使用許可申請書等を規定しているものでございます。説明については、以上です。
- 教育長：ただいまの説明について、何か、ご質問ございませんか。
 （「質疑なし。」の声あり）
 質疑がないようですので、議案第25号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 （「異議なし。」の声あり）
 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号原案のとおり決します。
 次に、議案第26号「かすみがうら市旧学校体育施設条令施行規則について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 生涯学習課長：それでは、98ページをご覧頂きたいと思います。
 議案第26号かすみがうら市旧学校体育施設条令施行規則について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市旧学校体育施設条令条例の細部を定めたものでございます。説明については、以上です。
- 教育長：ただいまの説明について、何か、ご質問ございませんか。
 （「質疑なし。」の声あり）
 質疑がないようですので、議案第26号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 （「異議なし。」の声あり）
 ご異議なしと認めます。よって、議案第26号原案のとおり決します。
 次に、議案第27号「かすみがうら市茨城県青少年の健全育成等に関する規則の一部を改正する規則について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 生涯学習課長：それでは、105ページをご覧頂きたいと思います。
 議案第27号かすみがうら市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。106ページからをご覧ください。行政不服審査法の改正に伴いまして様式第1号及び様式第5号の関係箇所を改正するものでございます。説明については、以上です。
- 教育長：ただいまの説明について、何か、ご質問ございませんか。
 （「質疑なし。」の声あり）
 質疑がないようですので、議案第27号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 （「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号原案のとおり決めます。
次に、協議第1号「地方自治法第180条の2の規定による事務委任について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは、110ページをご覧頂きたいと思います。

協議第1号地方自治法第180条の2の規定による事務委任について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。111ページをご覧ください。あじさい館及び福祉館の管理運営について平成23年12月1日から教育委員会に市長部局から事務委任をされております。平成28年4月1日から行政組織機構の一部見直しに伴いまして教育委員会への事務委任を廃止し、市長部局へ移管することについて協議があったものでございます。参考資料としまして、別紙にてございます行政組織見直しについてで、ご確認いただければと思います。介護長寿課という新設される課の一部として移管される予定でございます。説明については、以上です。

教育長： ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

委員： 職員も減るわけですか。

学校教育課長： 変わらないと思いますが、現在あじさい館長を兼務しております生涯学習課長は兼務から外れます。

委員： 霞ヶ浦中地区公民館・千代田中地区公民館・下稲吉中地区公民館それぞれの場所を教えてください。

生涯学習課長： 事務所としては、霞ヶ浦中地区公民館は現在のあじさい館になります。千代田中及び下稲吉中地区公民館は現在の千代田公民館の予定です。下稲吉中地区公民館の実際の活動場所は働く女性の家や大塚ふれあいセンター等が想定されます。組織＝活動拠点が望ましいのですが、新規の位置付けであります下稲吉中地区公民館は場所が定まっていないのが現状でございます。ソフト事業を展開しつつ場所を検討していく予定でございます。

教育長： ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、協議第1号につきましては、【異議ありません】との内容で回答したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議ないようですので、その趣旨で回答させていただきます。

次に、議案第28号「行政組織改編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： それでは、112ページをご覧頂きたいと思います。

議案第28号行政組織改編に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。平成28年4月1日の行政組織再編に伴い関係規則の所要の改正を行うものでございます。主な内容としましては、これまで係制を改めまして今後は市全体組織でグループ制に移行するため〇〇係を〇〇担当と改めるものでございます。合わせて先ほど協議ございましたが、あじさい館に関することや地区公民館の2か所から3か所への変更を含めた規則の改正でございます。教育委員会に関する120ページからご確認ください。施行日は平成28年4月1日施行でございます。説明については、以上です。

教育長： ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

質疑がないようですので、議案第28号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

- (「異議なし。」の声あり)
ご異議なしと認めます。よって、議案第28号原案のとおり決します。
- 次に、議案第29号「行政組織改編に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長： それでは、128ページをご覧いただきたいと思います。
議案第29号行政組織改編に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。行政組織改編に伴い改正するものでございます。改正内容の主な点は、130ページをご覧いただきますと新旧対照表が記載されております。教育委員会事務局庶務規程に関する部分については係制から担当制への変更に伴う改正でございます。131ページの教育委員会事務決済規程につきまして第2条第7号ではあじさい館長を削っております。第9号では同じくあじさい館長を削っております。その他につきましても係制から担当制への変更説明については、以上です。
- 教 育 長： ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。
(「質疑なし。」の声あり)
質疑がないようですので、議案第29号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし。」の声あり)
ご異議なしと認めます。よって、議案第29号原案のとおり決します。
- 次に、議案第30号「かすみがうら市教育委員会職員人事異動について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長： それでは、133ページをご覧いただきたいと思います。
議案第30号かすみがうら市教育委員会職員人事異動について、平成28年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。134ページから136ページに教育委員会に関する人事発令内示でございます。学校教育課では5名の職員が配置転換となります。生涯学習課では3名の配置転換となります。霞ヶ浦公民館では2名の配置転換となります。千代田公民館では1名の配置転換となります。公民館関係でございますが、2館体制から中学校区ごとの3館体制になりますが、内示の記載が適切でないのですが配置については適切に行われますのでご了承いただきたいと思います。郷土資料では1名の追加配置でございます。説明については、以上です。
- 教 育 長： ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。
(「質疑なし。」の声あり)
質疑がないようですので、議案第30号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし。」の声あり)
ご異議なしと認めます。よって、議案第30号原案のとおり決します。
以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より順次、説明をお願いします。
- 学校教育課長： 学校教育課の事業報告及び計画を説明（3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略）
- 指 導 室 長： 学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明（3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略）
- 生涯学習課長： 生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明（3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略）
- 郷土資料館長： 生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明（3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略）

- 霞ヶ浦公民館長 : 霞ヶ浦公民館の事業報告及び計画を説明（3月の事業報告及び4月の事業計画，内容省略）
- 千代田公民館長 : 千代田公民館の事業報告及び計画を説明（3月の事業報告及び4月の事業計画，内容省略）
- 図書館長 : 図書館の事業報告及び計画を説明（3月の事業報告及び4月の事業計画，内容省略）
- 教育長 : ただいまの説明について，何か，ご質疑ございませんか。
- 委員 : 千代田公民館にお聞きします。
3月の事業報告が無いということは何も事業が無かったということか。
- 千代田公民館長 : 講座関係の事業が無かったため本報告は事業なしということです。しかし通常の貸し出し関係は行っております。また，事業のない時期でないで行えない修繕業務等を実施しており，まったく何もしていないという訳ではございません。
- 委員 : 学校教育課にお聞きします。
スクールバスについてです。バス降車後の道路横断についてですが，『バスの前後を横断しない。』との取り決めが4月から盛り込まれるのですが，児童生徒がバスの前後を横断しない様なバスの具体的な運用が確立されたということか。
- 学校教育課長 : バスの具体的な運用という訳ではなく，あくまでも安全に対する注意喚起であり，降車したバスが発車し周囲の安全が確認されるまで安全にその場で待機してもらえるような考えのもとでございます。
- 教育長 : その他，特になければ，次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。4月27日水曜日，午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますが，よろしいでしょうか。
以上で，本日の定例教育委員会を閉会いたします。
お忙しい中，ご審議，誠にありがとうございました。
- 教育部長 : 起立，礼。

閉会 午前 11時05分

教育長

書記 山口由晃

書記 鈴木教男